

～上限額管理事業所の皆様へ～

令和元年10月からの幼児教育保育無償化にあわせて、就学前の児童発達支援が無償化されるのに伴い、無償化の対象になる児童（※）についての上限額管理が不要になります。

現在、上限額管理をいただいている児童に関して、次の点をご確認いただき、必要な手続きをとっていただきますようお願い申し上げます。

※満3歳になって初めての4月1日から入学前まで（3歳児～5歳児）の子ども。

○貴事業所が上限額管理をしている児童は、無償化の対象児童ではありませんか。

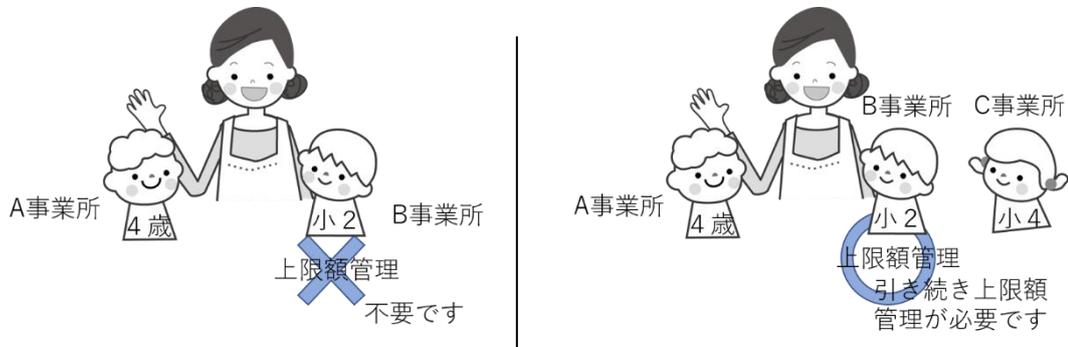
⇒10月以降、上限額管理は不要です。上限額管理加算も取れませんのでご注意ください。世帯内のきょうだいも含めて上限額管理をしていた場合、上限額管理事業所の変更が必要です。お手数ですが、事業所間で調整をお願いします。



※上限額管理事業所を変更する場合
10月15日（火）までに発達相談所又は第二児童福祉センターに「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を提出してください。

○貴事業所が上限額管理をしている世帯に、無償化対象児童はいませんか。

⇒10月以降、無償化対象児童の上限額管理は不要です。対象外の児童のみで複数事業所を利用する場合のみ、引き続き上限額管理をお願いします。



※10月以降、無償化対象児童の利用者負担について「利用者負担額一覧」を提出してもらったり、「上限額管理結果票」を送付したりする必要はありません。